



豊後 力議員

産業廃棄物公共型最終処分場が南関町に決定か

問 南関町では、最終処分場誘致の指針が示されたが、和水町としての様な方向で行くのか何う。

答 又、坂梨町長は、2月21日の熊日新聞の取材に対し、上田町長が容認の意向を示した事に関し、南関の動きは別に於いて、これからの議会と一緒に県の説明を聞き、チェックしつつ議論を重ねたいと述べられたが真意を伺う。

問 (町長) 南関町の上田町長は、平成23年3月議会において、県が南関町下坂下地区に計画する産業廃棄物管理型最終処分場の建設受入れを正式に表明され、又、南関町議会においても容認され、地元の将来像を見据えながら、これまで以上に県に細かく要望すると聞いている。

答 事業者である熊本県環境整備事業団から、南関町に5月19日、本町は6月10日、全員協議会において、平成21年9月から23年4月まで実施した最終処分場の環境アセスメントについて調査報告がなされ

た結果、全項目、環境に特に影響はないという結論が出されている。

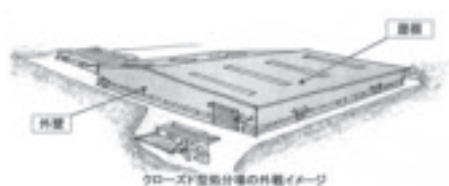
問 今回の結果について、近く下流域の内田、長小田地区の住民説明会が開催されると伺っているが、本町としても、結果は結果と受け止め、これまで以上に住民の方々のお声に耳を傾けながら、町及び地元住民に対しては、事業者に丁寧かつしっかりとわかりやすいように説明を求めていく。本町の方向性については、2月21日に申し上げた通りだ。

問 風評被害等懸念されるが町長としてどの様な対応をされるのか、又、幹線道路等の整備も並行して協議されているのか何う。

答 (町長) 地域住民の生活環境や、自然環境が損なわれなきよう県に対し、しっかりと説明を求めていく。

問 内田幹線道路が交通量も増えると危惧されているが、交通手段の確保として玉名パーキングエリアや近辺にインターチェンジ構想とか考えないか何う。

答 (町長) 今日まで内田、長小田の対策協議会がしっかりと活動されており町も一緒に頑張って行動している。近く対策協議会に県の事業団から説明を思う、そうしたことをしっかりと踏まえ方向性を判断していく。



新たに提案されている産廃処理場＝クローズド・無放流型施設(図例)

第一次産業(農業)振興について

問 活力ある農業への取り組みについて伺う。近年、当地区に於いても高齢化が進む中、耕作放棄地や離農が増えている。町としての取り組みを伺う。又、和水町地域おこし協力隊の活動について伺う。

答 (町長) 和水町農業は米を主要農産物として、野菜のスイカ、ナス、イチゴ、果樹のミカン、ブドウ、更に、畜産の肉用牛、養鶏など、農業生産活動が行われているが、農業従事者の高齢化、後継者不足や耕作放棄地等の増加など、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。農業担い手の確保の観点から、認定農業者の確保、集落営農組織等の設立の支援、さらには、生産基盤の整備の観点から、圃場整備事業の地方中山間地総合整備事業を進めている。それから、大東地区農業用水

路の改修、土地改良施設維持管理適正化事業、農業振興対策及び農地流動化支援の観点から、農業振興補助金事業、農地流動化事業補助金事業に取り組みしている。鳥獣被害対策事業の面で鳥獣被害防止総合対策交付金事業にて取り組んでいる。

答 (総務課長) 地域おこし協力者については、今年3月18日から4月6日まで募集した。3名の応募があり書類選考で2名にし、面接にて中田さんを採用した。契約期間は5月1日から3月31日までの11カ月だ。活動としては農村生活体験など、都市との交流事業の企画、空き家対策にかかわる調査及び検討、集落の生活環境維持にかかわる支援やその他地域づくりに寄与する活動等積極的に活動している。

学校統廃合について

問 事業方針に沿った展開がなされているか、又、東日本大震災により事業費等に影響がないか何う。

答 (町長) 学校開校準備委員会にて規則、要綱も既に

来ておりそれに基づき進めていく。財源的である合併特例債、過疎債については現時点では何ら国、県からの指針は示されていない、財源に関しては間違いなく対応していた、たくさんものと確信している。

答 (教育長) 和水町の教育方針としての位置づけは、複式学級の解消、小学校を統合し学力充実、さらには、集団の中でたくましく育てるということで、一貫教育を進める。この大きな3本の基本方針に基づき進めている。

問 ハード面については、用地購入の促進、関係機関との連携、協力の強化、開校準備委員会及び跡地利活用検討委員会の立ち上げとともに、その設置及び連携、この3点を進めていく。

答 (町長) 廃校となる校舎の跡地利用について、又、公立学校施設にかかわる転用手続き、財産処分手続きについて伺う。

答 (町長) なごみ広報において示させている、今年は教育元年と位置づけし、しっかりと進めていく。跡地に関しては地域の方々が、本当に寂しくならないか、逆に活気が出たと喜んで頂けるような跡地利活用に取り組んでいく。

答 (学校教育課長) 財産処分手続きについては学校教育主管課長会議のなかで県から示された資料で、20年6月18日付けの文教施設企画部長通知で緩和措置となり手続きが出来る。